





**富山県告示第220号**

土地改良区の定款変更の認可について

西条畑地かんがい土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和3年4月9日認可した。

令和3年4月21日

富山県知事 新 田 八 朗

**富山県告示第221号**

土地改良区の定款変更の認可について

小矢部市土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和3年4月9日認可した。

令和3年4月21日

富山県知事 新 田 八 朗

**富山県告示第222号**

土地改良区の定款変更の認可について

大門町土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和3年4月9日認可した。

令和3年4月21日

富山県知事 新 田 八 朗

**富山県告示第223号**

土地改良区の定款変更の認可について

高岡市土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和3年4月9日認可した。

---

令和3年4月21日

富山県知事 新 田 八 朗

### 富山県告示第224号

土地改良区の定款変更の認可について

城端土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和3年4月9日認可した。

令和3年4月21日

富山県知事 新 田 八 朗

### 富山県告示第225号

土地改良区の定款変更の認可について

舟橋村土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和3年4月9日認可した。

令和3年4月21日

富山県知事 新 田 八 朗

### 富山県告示第226号

道路の占用の制限について

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において4月21日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和3年4月21日

富山県知事 新 田 八 朗

---

## 1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び図面縦覧場所

| 道路の種類<br>及び路線名       | 占用を制限する区域                                   | 縦覧場所                |
|----------------------|---|---------------------|
| 主要地方道<br>富山立山魚津<br>線 | 滑川市寺町 375番2から<br>滑川市寺町 324番4まで              | 新川土木センター            |
| 国道<br>471号           | 富山市八尾町栃折字島崎 347番2から<br>富山市八尾町栃折字横渡 3番4まで    | 富山土木センター            |
| 国道<br>472号           | 富山市八尾町福島字川原43番地先から<br>富山市八尾町字十三石尻53番2地先まで   | 富山土木センター            |
| 主要地方道<br>富山魚津線       | 富山市岩瀬御蔵町 7番1から<br>富山市岩瀬御蔵町 1番まで             | 富山土木センター            |
| 主要地方道<br>富山大沢野線      | 富山市石金三丁目49番4から<br>富山市石金三丁目49番5まで            | 富山土木センター            |
| 県道<br>八幡田稻荷線         | 富山市米田町二丁目 303番3から<br>富山市米田町二丁目 300番4まで      | 富山土木センター            |
| 主要地方道<br>富山立山魚津<br>線 | 中新川郡立山町五百石字西北割17番2から<br>中新川郡立山町米沢字川渕割 3番2まで | 富山土木センター<br>立山土木事務所 |
| 主要地方道<br>富山上市線       | 中新川郡舟橋村舟橋 263番1から<br>中新川郡舟橋村舟橋 265番まで       | 富山土木センター<br>立山土木事務所 |
| 主要地方道<br>富山上市線       | 中新川郡舟橋村国重 327番から<br>中新川郡舟橋村国重 159番2まで       | 富山土木センター<br>立山土木事務所 |
| 主要地方道<br>立山水橋線       | 中新川郡立山町二ツ塚 219番から<br>中新川郡立山町二ツ塚字中ノ島 137番5まで | 富山土木センター<br>立山土木事務所 |
| 主要地方道<br>富山外郭環状<br>線 | 富山市水橋開発1559番から<br>富山市水橋開発1559番まで            | 富山土木センター<br>立山土木事務所 |
| 国道<br>415号           | 高岡市姫野字吉井 786番8から<br>高岡市姫野字前田 377番3まで        | 高岡土木センター            |

|                   |                                  |                      |
|-------------------|----------------------------------|----------------------|
| 主要地方道<br>高岡小杉線    | 射水市宿屋64番2から<br>射水市宿屋4番4まで        | 高岡土木センター             |
| 主要地方道<br>福光福岡線    | 小矢部市興法寺 558番1から<br>小矢部市蓑輪 129番まで | 高岡土木センター<br>小矢部土木事務所 |
| 主要地方道<br>福光福岡線    | 小矢部市西中1008番から<br>小矢部市西中1008番まで   | 高岡土木センター<br>小矢部土木事務所 |
| 県道<br>今石動上野本<br>線 | 小矢部市本町1203番から<br>小矢部市本町1203番まで   | 高岡土木センター<br>小矢部土木事務所 |
| 主要地方道<br>新湊庄川線    | 砺波市安川 256番3から<br>砺波市安川 256番3まで   | 砺波土木センター             |

## 2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

## 3 占有を制限する理由

緊急通行確保路線の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

## 4 占有の制限の開始の期日

令和3年4月21日

## 富山県告示第227号

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のように指定した。

令和3年4月21日

富山県知事 新 田 八 朗

| 道路番号 | 幅員<br>(メートル)  | 延長<br>(メートル) | 道路の位置        |               | 指定年月日     |
|------|---------------|--------------|--------------|---------------|-----------|
|      |               |              | 始点の地名地番      | 終点の地名地番       |           |
| 1    | 5.00          | 35.00        | 黒部市荻生字金屋7番4  | 黒部市荻生字金屋7番4   | 令和3年3月12日 |
| 2    | 6.00          | 47.26        | 黒部市堀高148番    | 黒部市堀高1055番    | 令和3年4月6日  |
| 3    | 6.00～<br>7.72 | 6.03         | 滑川市清水町489番12 | 滑川市清水町734番1地先 | 令和3年4月7日  |
| 4    | 6.00          | 32.34        | 砺波市鷹栖670番2   | 砺波市鷹栖670番2    | 令和3年4月7日  |
| 5    | 6.00          | 40.28        | 砺波市鷹栖670番2   | 砺波市鷹栖670番3    | 令和3年4月7日  |

公 告

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年4月21日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 作業期間

令和3年3月22日から令和3年4月30日まで

3 作業地域

小矢部川、庄川

- ・小矢部市
- ・高岡市
- ・射水市

## 公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、中日本高速道路株式会社金沢支社長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年4月21日

富山県知事 新 田 八 朗

### 1 作業種類

航空レーザ測量

### 2 作業期間

令和3年4月1日から令和3年12月11日まで

### 3 作業地域

南砺市高窪～南砺市成出

小矢部市臼谷～小矢部市水島

砺波市鷹栖～砺波市東保

高岡市今泉～高岡市小泉新

射水市串田新～射水市山本

富山市池多～富山市大島

中新川郡立山町日置～中新川郡立山町若宮

中新川郡上市町新村～中新川郡上市町大永田

滑川市森尻新～滑川市栗山

魚津市浅生～魚津市蛇田

黒部市山田～黒部市荻生

下新川郡入善町若栗新～下新川郡入善町日吉

下新川郡朝日町窪田～下新川郡朝日町月山

## 令和3年度富山県介護支援専門員実務研修受講試験の実施

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定により令和3年度富山県介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施するので、富山県介護保



険法事務処理規則（平成11年富山県規則第44号）第6条の規定により公告する。

令和3年4月21日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 試験日時 令和3年10月10日（日）午前10時
- 2 試験場所（予定）  
富山市新総曲輪4番18号 富山県民会館  
富山市新総曲輪2番21号 富山県農協会館
- 3 指定試験実施機関 社会福祉法人富山県社会福祉協議会
- 4 受験手続
  - (1) 受験申込書等の配布期間及び配布場所
    - ア 配布期間 令和3年6月3日（木）から同年7月2日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
    - イ 配布場所 社会福祉法人富山県社会福祉協議会 富山県福祉カレッジ、富山県厚生部高齢福祉課、県内の市町村（介護保険担当課）及び介護保険を運営する一部事務組合等
  - (2) 受験申込書の受付期間、受付時間及び受付場所
    - ア 受付期間 令和3年6月14日（月）から同年7月2日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）  
なお、郵送（簡易書留）による場合は、締切日までの消印のあるものに限る。
    - イ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
    - ウ 受付場所 〒930-0094  
富山市安住町5番21号  
社会福祉法人富山県社会福祉協議会 富山県福祉カレッジ
  - (3) 受験手数料 9,500円
  - (4) その他  
試験場所については受験票の発送をもって通知することとし、受験者は社会福祉法人富山県社会福祉協議会が指定する試験場所で受験すること。
  - (5) 問合せ先

社会福祉法人富山県社会福祉協議会 富山県福祉カレッジ

(電話 076-432-6560)